

# STOP! 労働災害2026

(実施期間：2026年4月1日～2027年3月31日)

## 宇都宮労働基準監督署管内 安全文化推進運動

【主催者 宇都宮労働基準監督署 主催者 一般社団法人 宇都宮労働基準協会】

### 労働災害減少目標

【専用ページはこちら】

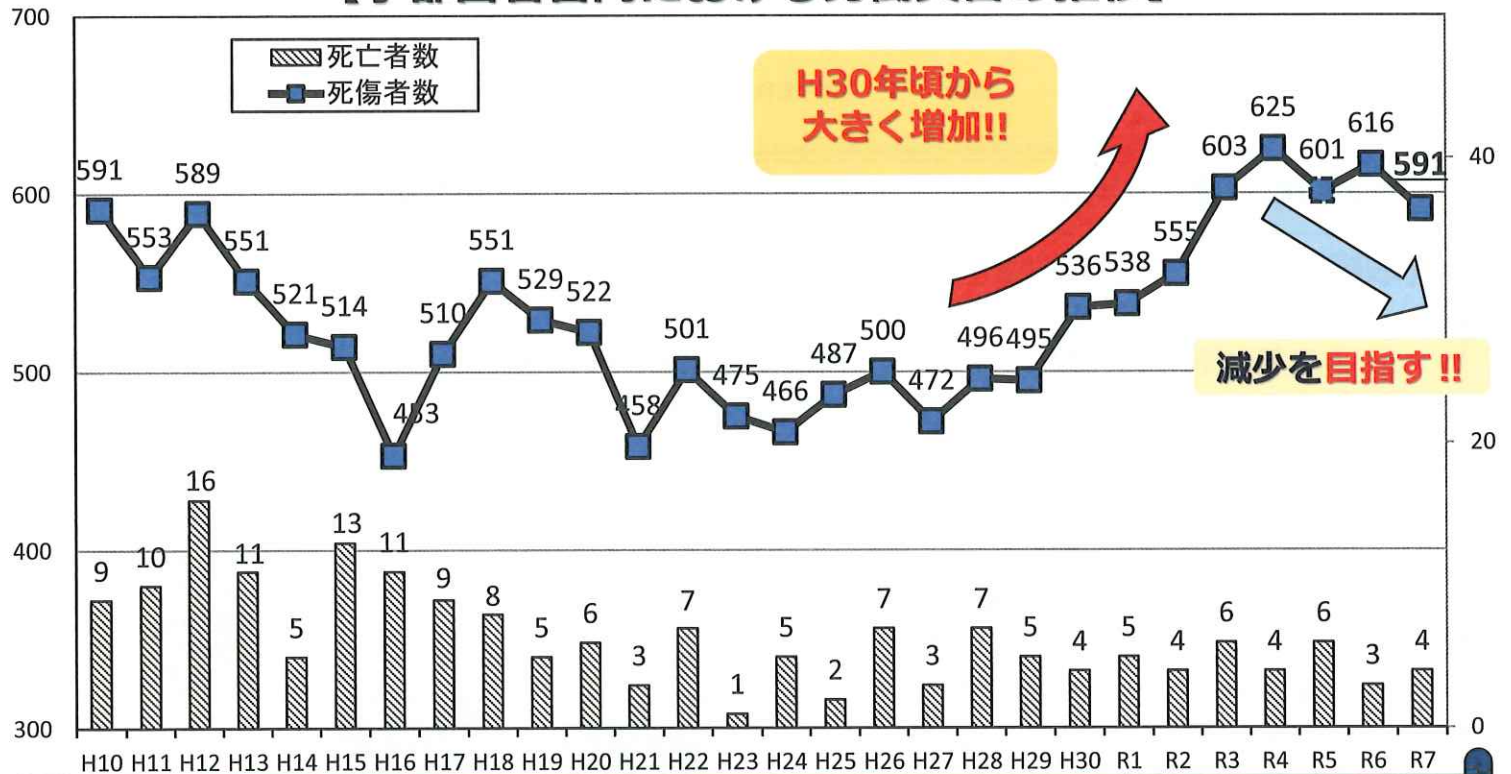
#### 【計画の目標】

第1. **死亡災害の撲滅!**

第2. **労働災害件数を、令和7年(591件)より減少させる!**



#### 【宇都宮署管内における労働災害の推移】



#### 計画の目標達成に向けた『取組事項』

##### 1. 自主的な安全衛生対策の取組み

###### 【取組事項】※全産業対象

1. 経営トップによる安全衛生方針の表明
2. 年間安全衛生計画の作成
3. 「SAFEコンソーシアム」への参加及び取組・表彰制度の等の活用
4. 「STOP! 労働災害2026」のポスターの掲示
5. 労働者参加型の活動の実施  
(リスクアセスメントやヒヤリ・ハット報告活動等)
6. 安全衛生セミナー等への参加
7. 「ゼロ災 愉快だ 宇都宮」のロゴの活用

【ゼロ災ロゴ】



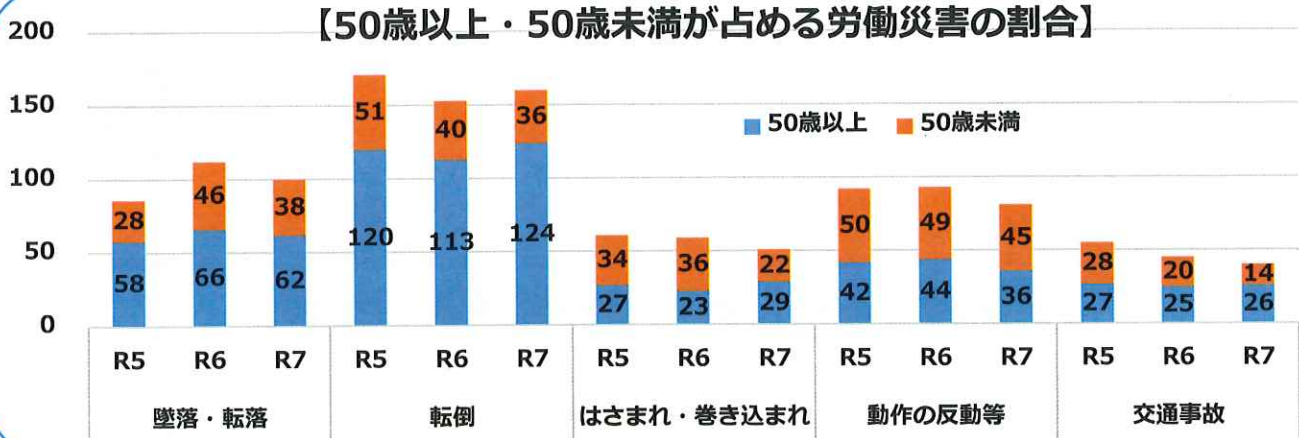
## 2. 高年齢労働者による労働災害の防止

管内の「高年齢労働者」の労働災害の発生状況については、事故の型別における労働災害の半数前後を「高年齢労働者」が占めており、特に「**転倒災害**」については約8割もの大多数で「**高年齢労働者※**」が占めている。

### 【取組事項】 全産業対象

※ 宇都宮署では50歳以上を「高年齢労働者」の対象としています。

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく対策の実施



## 3. 作業行動（墜落・転落、転倒、動作の反動等）による労働災害の防止

### 【取組事項】 全産業対象

1. 転倒防止対策の推進（災害防止に向けたハード・ソフト両面からの対策）

① 「ころばNice（ないっす）とちぎ」転倒予防体操の活用

② 小売業・介護施設のための「ころばNice（ないっす）シート」の活用

2. 墜落防止対策の推進（災害防止に向けたハード・ソフト両面からの対策）

「梯子や脚立からの墜落・転落防止」の徹底

【ころば・痛めNice】

3. 腰痛予防対策の推進

① 「痛めNice（ないっす）とちぎ」腰痛予防体操の活用

② 腰痛対策ガイドラインの推進

③ 介護職場でのノーリフトケアの導入

4. 不安全行動防止対策の推進

① 「Aない声かけ運動！」の推進

② 「Aない声かけ運動シート」の活用

【Aないシート】 【ころばシート】

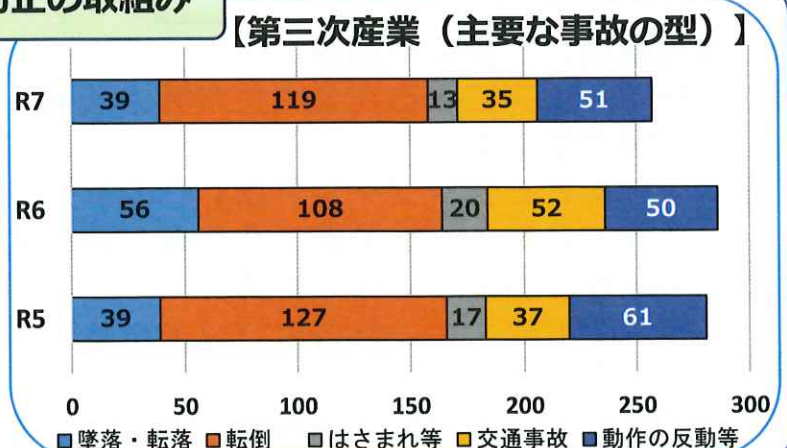


## 4. 『第三次産業』における労働災害防止の取組み

「第三次産業」では、「墜落・転倒」、「交通事故」、「はさまれ等」が減少した一方、「**転倒**」は増加に転じ、「**墜落・転落**」では、**階段からの転落災害**が最も多く発生している。

### 【取組事項】

労働者（特に正社員以外）に対する安全衛生教育の確実な実施



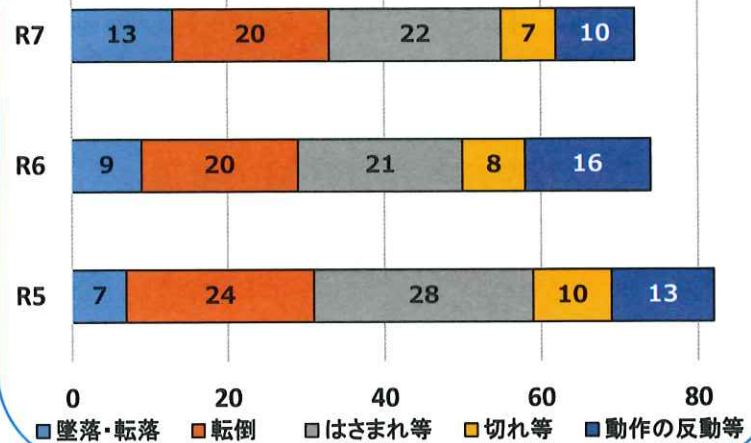
## 5. 『製造業』における労働災害防止の取組み

「製造業」では「切れ等」の災害が年々減少している一方、「**墜落・転落**」災害（特に階段から）は増加傾向にあり、「転倒」、「はさまれ等」は、横ばいの状況にある。依然として、経験年数が浅い若年労働者や逆に10年以上のベテラン労働者で目立っている。

### 【取組事項】

機械によるはさまれ・巻き込まれ災害及び階段からの墜落・転落災害防止対策の徹底

【製造業（主要な事故の型）】



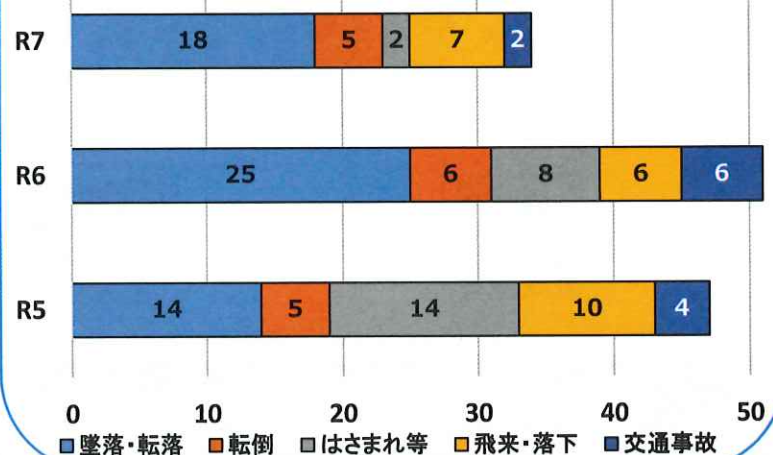
## 6. 『建設業』における労働災害防止の取組み

「建設業」では令和6年に急増した「**墜落・転落**」災害が大きく減少したものの、他の労働災害と比較して件数が突出しており、**特にはしご、脚立からの墜落が目立つ。**

### 【取組事項】

建設三大災害（墜落・転落、重機接触、崩壊・倒壊）防止対策の徹底及び特に夏季における熱中症対策の徹底

【建設業（主要な事故の型）】



## 7. 『道路貨物運送業』における労働災害防止の取組み

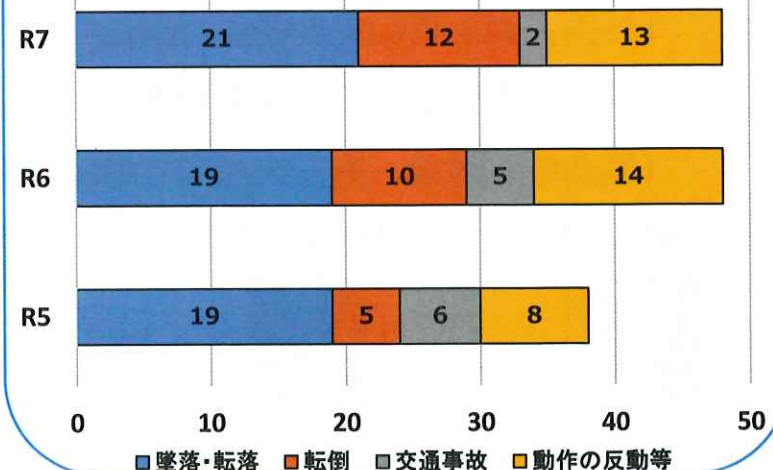
「運送業」では、荷役作業時におけるトラック等からの「**墜落・転落**」災害及び荷台上での「**転倒**」災害が増加傾向にある。

また、「動作の反動等」の多くは「腰痛」であり、荷積み、荷降ろし作業に起因した災害が多い。

### 【取組事項】

荷役5大災害（1.墜落・転落、2.荷崩れ、3.フォークリフト使用時の事故、4.無人暴走、5.後退時の事故）及び転倒防止対策の徹底

【運送業（主要な事故の型）】



## 8. 外国人労働者による労働災害の防止

### 【取組事項】

外国人労働者に対する母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いたわかりやすい方法による安全衛生教育の実施

## 9. 労働安全衛生法の改正等について（一部）

●職場のメンタルヘルス対策の推進！ ★公布後3年以内に政令で定める日から施行  
労働者50人未満（※）の事業場においても、**ストレスチェック**や**高ストレス者への面接指導**の実施を**義務化**！ ※労働者50人以上の事業場では既に義務化

●高年齢労働者の労働災害防止の推進！ ★令和8年4月1日 施行  
高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講じることが事業者の**努力義務化**！

この改正を受けて、令和8年2月10日に『高年齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）』を公表！

●個人事業者等の安全衛生対策の推進！ ★各種措置により順次施行  
令和8年4月から、注文者等が講ずべき措置の対象に、労働者以外の作業従事者が追加され、令和9年4月からは、個人事業者等が労働者と同一の場所で就業する場合に、安全装置等を具備しない機械等の使用禁止などが**義務化**！

【エイジフレンドリー指針】 【改正リーフレットなど】 【ストレスチェック制度（小規模）】



## 安全衛生支援関係のご案内

1. 「高年齢労働者の安全衛生対策について」
2. 「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」
3. 「外国人労働者の安全衛生対策について」
4. 「中小規模事業場安全衛生サポート事業」中央労働災害防止協会 **無料!**  
(製造業、鉱業、第三次産業で労働者数概ね100人未満)

【高年齢者対策】



【熱中症ガイド】



【外国人労働者】



【中小サポート事業】



宇都宮労働基準監督署

所在地：宇都宮市明保野町1-4

連絡先：(安全衛生課)028-346-3168